八雲町告示第119号

競争入札参加資格に係る格付基準

別紙のとおり、令和９年度及び令和10年度における競争入札参加資格に係る格付基準を告示する。

令和８年11月24日

八雲町長　萬　谷　俊　美

競争入札参加資格に係る格付基準

令和8年11月24日
八雲町告示第119号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の11の規定により、令和9年度及び令和10年度において、八雲町が発注する工事等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者の競争入札参加資格に係る八雲町内業者の格付基準について、次のとおり定める。

第1　基本方針

1　経営事項審査を尊重する。
2　工事成績評定を重視する。
3　雇用状況を考慮する。
4　工事の規模、性格等により、第3に定める表により難いものについては、等級区分の変更等をできるものとする。

(1) 土木工事B等級以上は、1級土木施工管理技師の資格者を有していること。A等級以上は2名以上を有していること。
(2) 建築工事A等級以上は、1級建築士及び1級建築施工管理技士及び国土交通大臣特別認定の資格を有していること。
(3) 解体工事A等級以上は、1級土木施工管理技士及び1級建築施工管理技士を2名以上有していること。
(4) 新規資格者は、500万円以上の工事、その他特殊工事は、2年間指名しない。
(5) その他必要により、建設工事等指名競争入札参加者選考指名委員会により変更できるものとする。

第2　総合評定数値

1　総合評定数値は次により算出した数値とする。

(1) 総合評定数値＝客観的評定数値①＋主観的評定数値②

(ア) 客観的評定数値①＝経営審査事項審査結果点数
（建設業法により国が実施しているもの）

(イ) 主観的評定数値②＝工事成績評点数値③＋労働安全成績数値④＋労働福祉成績数値⑤
＋社会貢献評価値⑦＋通年雇用対策評価値⑪＋若年者雇用評価⑫＋環境への取組⑬

○工事成績評点数値③：0点～100点（基準日までの4年間）
○労働安全成績数値④：0点又は△3点
○労働福祉成績数値⑤：賃金支払の状況⑥
・賃金支払の状況⑥：不払いとして労働基準監督署から通知があった場合
＝1件につき△3点
：下請業者の不払いについて元請業者に責任のある場合
＝1件につき△1点

○社会貢献評価値⑦：ボランティア活動⑧+災害時の出動状況⑨+障がい者の雇用状況⑩
・ボランティア活動⑧：単独事業20点+共同事業5点
・災害時の出動状況⑨：町との災害協定締結10点
町の要請に基づく役務提供（情報提供を除く）5点
・障がい者の雇用状況⑩：手帳交付（6級以上）6ヶ月以上＝1人につき5点、最大10点

○通年雇用対策評価値⑪：通年雇用化を達成15点
○新規雇用⑫：若年者（34歳以下の技術職）の新規雇用10点
○環境への取組⑬：以下のいずれかに登録している場合5点
・北海道グリーンビズ・認定制度「優良な取組」部門
・ゼロカーボン・チャレンジャー
・エコアクション21

第3　格付基準表

区分	土木工事			建築工事		管工事		解体工事	
	予定価格		総合評定数値	予定価格	総合評定数値	予定価格	総合評定数値	予定価格	総合評定数値
	町単独事業	国・道補助事業							
A等級	1,500万円以上	1,000万円以上	点以上	1,500万円以上	点以上	500万円以上	点以上	1,000万円以上	点以上
B等級	1,500万円未満	1,000万円未満	点以下 点以上	1,500万円未満	点以下	500万円未満	点以下	1,000万円未満	点以下
C等級	500万円未満		点以下	C等級なし		C等級なし		C等級なし	

※格付の決定及び総合評定数値の決定は、格付基準表の総合評定数値を基準に数値の分布、各等級の構成比、予定価格帯、工事量等を勘案し決定する。

（八雲町外業者については、令和8年八雲町告示第118号による。）